

指定共同生活援助事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

指定共同生活援助事業における敷金等の取扱いについて

平素より、本県の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
みだしについて、指定共同生活援助事業者の増加に伴い、お問い合わせも多くなっております。
つきましては、敷金等の取扱いを下記のとおり整理しますので、御留意願います。

記

1 利用者から受け取ることが認められる費用について

基準省令及び県条例等により、指定共同生活援助事業者が利用者から支払を受けることができる費用は、①利用者負担額、②食材料費、③家賃、④光熱水費、⑤日用品費、⑥その他の日常生活費となっている。

敷金は、上記に掲げられていないため、利用者から受け取ることは認められない。

2 「⑥その他の日常生活費」について（※）

(1) 趣旨

利用者の自由な選択に基づき、事業者等が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

事業者等により行われる便宜の供与であっても、サービス提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、区別されるべきもの。

(2) 受領に係る基準

(1)をかんがみ、次の基準が遵守されなければならない。

ア 介護給付費等のサービスとの間に重複関係がない。

イ 介護給付費等のサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用（例えば、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等）は認められない。

ウ 利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。

エ その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべき。

オ 運営規程で定められなければならない、見やすい場所に掲示しなければならない。

ただし、その額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許される。

(3) 具体的な範囲

ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの（一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等））。

イ 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なもの（クラブ活動や行事における材料費、入浴に係る経費等が想定される）。

ウ 利用者の希望によって、送迎を提供する場合に係る費用。

※「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照

3 その他

既に、利用者から敷金の支払を受けた場合やそれ以外にも支払を受けるべきではない費用について利用者からの支払を受けた場合には、速やかに利用者に返金しなければならない。

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL 098-866-2190